

## -白井市電力・ガス等価格高騰対策支援金の概要及び事業報告-

### ○事業の概要

- ・電力及びガス代等の高騰により影響を受ける事業者の負担軽減に資するため、要件に該当する事業者に対し、個人事業主等に 5 万円、中小企業等に 10 万円の支援金を予算の範囲内において支給する。

### ○事業総額（予算）

支援金：30,000,000円

振込手数料：49,500円

総額30,137,300円

通信運搬費：37,800円

消耗品費：50,000円

### ○支援金の対象者

- ・市内の中小企業、小規模事業者、個人事業主。

中小企業基本法第2条第1項における会社及び個人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動（NPO）法人、一般社団法人、公益社団・財団法人または組合。

- ・前年度の事業収入が103万円を超えること。

※事業収入が主たる収入であること。

- ・支援金支給後においても事業を継続する意思があること。

- ・法令及び公序良俗に反していないこと。

- ・暴力団排除条例に反していないこと。

※宗教法人、政治団体、公営法人及び一部の風営法事業者を除く。

※創業1年未満の事業者又は申告義務が発生していない事業所等については、特例を設けます。

### ○支給想定事業者数

- ・支給想定事業者数：個人事業主等200件、中小企業等200件

※R4年度の支援金等申請実績：個人事業主等100件、中小企業等150件)

### ○支援金の対象事業

- ・業種を絞らず全ての業種が対象

※白井市地域公共交通支援金対象業者を除く。

### ○支給額

- ・個人事業主等に5万円、中小企業等に10万円。

## ○周知方法

- ・ホームページに掲載。
- ・窓口用のチラシを作成。
- ・広報掲載。(9月1号)
- ・メール配信
- ・商工会、白井工業団地協議会、西印旛農協に周知。
- ・商工会『ゆつぎ』(570部)、西印旛農協『かけはし』(800部)、工業団地協議会『会報』(240部)に折込依頼。

## ○申請方法、期間及び支払方法

- ・申請方法：郵送及び窓口(当日必着)
- ・申請期間：令和5年9月15日から令和5年11月15日まで  
(2か月間)
- ・支払方法：随時行います。

## ○事業報告

当初は申請期間を令和5年9月15日～11月15日(62日間)でしたが、9月26日の申請をもって予算額に達したことから9月26日(12日間)で申請受付を終了しました。

なお、9月26日末現在の申請件数は中小企業等211件(内交付決定209件2,090万円)、個人事業主等177件(内交付決定170件850万円)、合計申請件数388件(内交付決定379件29,400万円、不交付決定9件)となっています。

## 申請状況

|    | 中小企業等<br>(100,000円) |            | 個人事業主等<br>(50,000円) |           | 合計  |            | 郵送分(内) |
|----|---------------------|------------|---------------------|-----------|-----|------------|--------|
|    | 件数                  | 金額         | 件数                  | 金額        | 件数  | 金額         |        |
| 合計 | 211                 | 21,100,000 | 177                 | 8,850,000 | 388 | 29,950,000 | 86     |

令和5年度中に産業振興課で行った事業者支援事業についてご説明いたします。

まず、資料にもありますように、白井市電力・ガス等価格高騰対策支援金事業は、地方創生臨時交付金を活用し、令和5年7月11日の6月議会において支援金原資30,000千円、事務費138千円、事業費総額30,138千円を予算措置いたしました。

**事業の概要については、**電力及びガス代等の高騰により影響を受ける事業者の負担軽減に資するため、要件に該当する事業者に対し、個人事業主等に5万円、中小企業等に10万円の支援金を予算の範囲内において支給するものです。

**支援金の対象者及び要件は、**市内の中小企業、小規模事業者、個人事業主及び、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動（NPO）法人、一般社団法人、公益社団・財団法人または組合であること。

所得要件として、前年度の事業収入が103万円を超え、事業収入が主たる収入であり、支援金支給後においても事業を継続する意思があること、法令及び公序良俗及び暴力団排除条例に反していないこととしました。

**支給想定事業者数は、**R4年度に実施した原油価格高騰対策関係の支援金等の申請実績を基に算出し、中小企業等：200件、個人事業主等：200件の計400件としました。

**申請期間は、**令和5年9月15日から11月15日までの2か月間で行いました。

**事業報告としては、**9月15日から9月26日の12日間で、予算額に達したことから9月26日の申請受け付けをもって終了しました。

なお、事業に関する分析については別添のとおりです。

また、令和5年度については、令和5年12月中に国より新たな交付金がおりましたことから、新たな事業者支援事業を検討し、その中で9月に実施した支援金事業が受付開始から12日間で終了し、再開を求める意見が多数あったことから9月に実施した交付要件に『9月に実施した支援金に申請しなかった事業者であること』を追加して、令和6年1月16日から2月15日までの期間で受付を再開いたしました。

なお、支援金原資は17,000千円、事務費98千円、事業費総額17,098千円で、支援想定事業者数は中小企業等；120件、個人事業主；100件の計220件としました。

事業報告としては、申請期間終了後まだ日が浅く、全ての審査が終了していないため、申請件数ベースで中小企業等：84件、個人事業主等：94件の計178件で、最大交付金額は13,100,000円となりました。

以上で令和5年度に実施した事業者支援事業についての説明を終了いたします。今後も事業者のニーズにあった事業を実施していきたいと考えています。